資料－５

流域治水について

令和２年１２月９日

国土交通省　東北地方整備局

1．あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換

○気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が主体的に取組む社会を構築することが必要

○河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者※により流域全体で行う「流域治水」へ転換する ※国・都道府県・市町村・企業・住民等

課題

・気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に取組む社会を構築することが必要
・行政が行う防災対策を国民にわかりやすく示すことが必要

対応

・河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換
・令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた7水系の「緊急治水対策プロジェクト」と同様に、全国の一級水系でも、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像「流域治水プロジェクト」を示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速【全国の1級水系を対象に、夏頃までに中間とりまとめを行い、令和２年度中にプロジェクトを策定】

■「流域治水」への転換

・「流域治水」へ転換し、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を多層的に推進【これらの取組を円滑に進めるため、河川関連法制の見直しなど必要な施策を速やかに措置】

①氾濫をできるだけ防ぐ

（ためる、しみこませる）[県・市、企業、住民]
雨水貯留浸透施設の整備、
田んぼやため池等の治水利用
※グリーンインフラ関係施策と併せて推進

集水域

（ためる）
[国・県・市、利水者]
利水ダム等において貯留水を事前に放流し水害対策に活用

河川区域

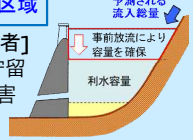

遊水地等の整備・活用[国・県・市]

（安全に流す）[国・県・市]
河床掘削、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備

（氾濫水を減らす）[国・県]
「粘り強い堤防」を目指した堤防強化等

②被害対象を減少させる

（よりリスクの低いエリアへ誘導）
土地利用規制、移転促進、金融による誘導の検討等　[市、企業、住民]

集水域
氾濫域

（被害範囲を減らす）二線堤等の整備[市]

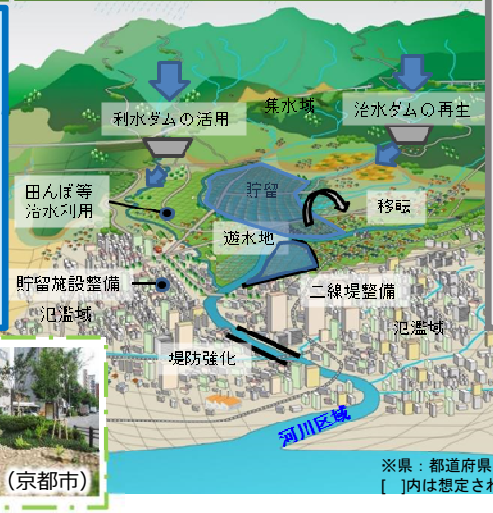

※県：都道府県、市：市町村を示す
[　]内は想定される対策実施主体を示す

③被害の軽減・早期復旧・復興

（土地のリスク情報の充実）[国・県]
水災害リスク情報の空白地帯解消等

（避難態勢を強化する）[国・県・市]
長期予測の技術開発、
リアルタイム浸水・決壊把握

（経済被害の最小化）[企業、住民]
工場や建築物の浸水対策、BCPの策定

（住まい方の工夫）[企業、住民]
不動産取引時の水害リスク情報提供、金融の活用等

（支援体制を充実する）[国・企業]
官民連携によるTEC-FORCEの体制強化

（氾濫水を早く排除する）[国・県・市等]
排水門等の整備、排水強化

氾濫域

グリーンインフラの活用

自然環境が有する多様な機能を活用し、雨水の貯留・浸透を促進


雨庭の整備（京都市）

■流域治水プロジェクト

○全国の1級水系において、河川対策、流域対策、ソフト対策からなる流域治水の全体像をとりまとめ、国民にわかりやすく提示

・戦後最大洪水に対応する国管理河川の対策の必要性・効果・実施内容※等をベースに、夏頃までに関係者が実施する取組を地域で中間的にとりまとめ、早急に実施すべき流域治水プロジェクトを令和2年度中に策定

※現行計画では、国管理河川で約7兆円の事業を実施中

【イメージ】

★戦後最大（昭和XX年）と同規模の洪水を安全に流す
浸水範囲（昭和XX年洪水）

★対策費用

■河川対策

■流域対策（集水域と氾濫域）

■ソフト対策
・水位計・監視カメラ設置、マイ・タイムライン作成　等

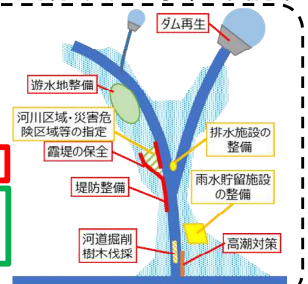

■利水ダムの治水活用

・全国の１級水系（ダムがある99水系）毎に事前放流等を含む治水協定を締結し、新たな運用を開始【令和2年出水期から】
・ 2級水系についても同様の取組を順次展開

（今後の水害対策の進め方）

1st　近年、各河川で発生した洪水に対応
・**緊急治水対策プロジェクト**（甚大な被害が発生した７水系）
・**流域治水プロジェクト**（全国の1級水系において早急に実施すべき事前防災対策を加速）

速やかに　気候変動を踏まえた河川整備計画等の見直し

2nd
気候変動の影響を反映した抜本的な治水対策を推進
・治水計画の見直し
・将来の降雨量増大に備えた対策

２．第1回 北上川水系（北上川上流）流域治水協議会開催概要

●令和２年９月１６日、北上川上流域（岩手県内）の関係自治体が一堂に会し、北上川水系（北上川上流）流域治水協議会を設立し、同日に開催しました。
●気候変動による水害の頻発化、激甚化などの水害リスクの増大に備えるため、あらゆる関係者が協働し、流域治水対策に取り組んでいくことを確認しました。
●令和３年３月末までに、流域内の各市町、県、国が行う流域治水対策を「北上川流域治水プロジェクト」にとりまとめて公表し、対策を推進していきます。

日　時：令和2年9月16日(水)15:00～
場　所：岩手河川国道事務所 2F大会議室
出席者：一関市長、滝沢市長、雫石市長、
紫波町長、矢巾町長
他流域市町関係者（4市4町）
岩手県
北上川ダム統合管理事務所
岩手河川国道事務所
約40名

●協議会開催状況



※新型コロナウィルス感染拡大防止対策のため、WEB方式併用、マスク着用、消毒、換気を徹底して開催。

○岩手河川国道事務所　平井所長
・気候変動による水害の激甚化や頻発化が懸念され、施設能力を上回る洪水が「いつ」、「どこで」発生しても、おかしくない状況。
・あらゆる関係者が協働し、流域全体で防災・減災に取り組むため協力を頂きながら進めて行きたい。



●協議会で出された意見等





○一関市長　勝部（かつべ） 修（おさむ）
・洪水時には上流から流木が流れてくる。山林関係者の参画について調整いただければと思っている。

○滝沢市長　主濱（しゅはま） 了（りょう）
・各市町内にある避難所が本当に安全な場所なのかという再点検など細かいところも含めて取り組んで行ければと考えている。

○岩手県 県土整備部
中平部長

岩手県の抱える山間部の中小河川におけるモデルとして、小本川（岩泉町）の「山間部の流域治水」の取組を紹介



3．北上川水系流域治水プロジェクト【中間とりまとめ（案）】

北上川水系流域治水プロジェクト【中間とりまとめ（案）】
～遊水機能を活かした治水対策の推進及び東日本大震災復旧復興事業の完遂～

○令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、北上川水系においても、事前防災対策を進める必要があり、以下の取り組みを実施していくことで、国管理区間においては、北上川の堤防が決壊し、流域で甚大な被害が発生した戦後最大の昭和22年9月洪水と同規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る。

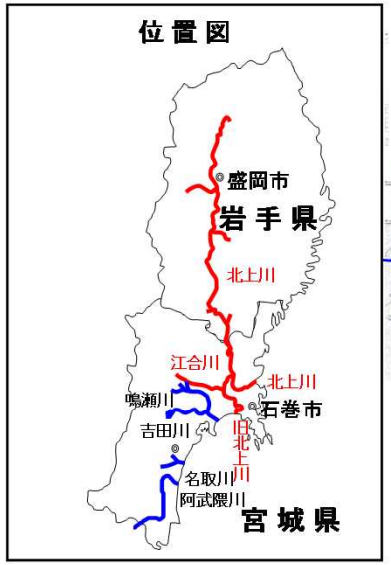



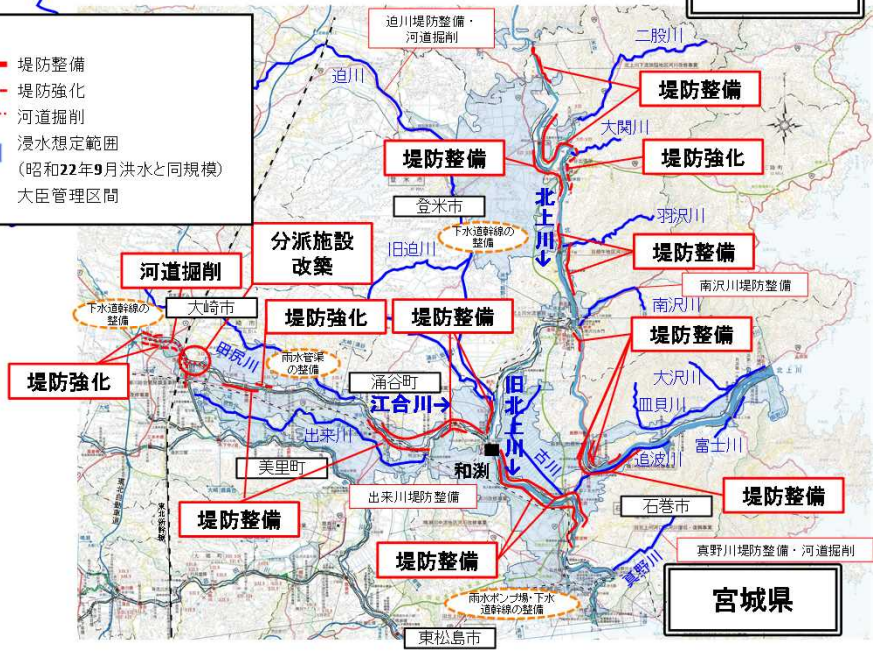





■河川における対策
対策内容　河道掘削、堤防整備、遊水地整備
北上川上流ダム再生、築川ダム建設　等

■流域における対策
・利水ダム等40ダムにおける事前放流等の実施、体制構築
（関係者：国、岩手県、宮城県、土地改良区　など）
・防災拠点等の機能確保
・下水道事業（雨水ポンプ場、幹線整備　等）
・土地利用に関する計画の見直し（立地適正化計画の策定 等）
・水田貯留、ため池の活用 等
※今後、関係機関と連携し対策検討

■ソフト施策
・要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進
・メディアと連携による洪水情報の提供
・簡易型河川監視カメラの設置
・災害リスクの現地表示箇所の拡大を促進
・マイ・タイムライン普及促進
・住民への情報伝達の充実
・ダム堰の効果・操作に関わる情報の周知
・水防資機材の拡充　等
※今後、関係機関と連携し対策検討

S22.9洪水（カスリン台風）死者・行方不明者242名、家屋流出2,065戸、全半壊5,330戸、床上床下浸水67,572戸
※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。